

## 関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針について

新関西国際空港株式会社（新関空会社）は、PFI 法及び関空・伊丹統合法に基づき、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針を、国土交通大臣の承認を経て、定めることとした。ポイントは以下のとおり。

### **目 的**

- ・ 関西国際空港の際内乗継機能の強化を含む国際拠点空港としての機能の再生及び強化、大阪国際空港の環境に配慮した都市型空港としての運用、利用者ニーズに即した空港アクセス機能の強化 等を目指す。
- ・ 関西国際空港及び大阪国際空港両空港に係る運営権を設定し、民間事業者に本事業を実施させることにより、当該民間事業者が、そのノウハウを最大限活用しつつ、投資に対する収益に関し自らリスクを取る統治体制に移行することで、より効率的で緊張感のある経営を実現できる仕組みを確立し、民間事業者の柔軟な創意工夫による、空港ビジネスの展開を可能とする。
- ・ 運営権の対価の收受により債務の早期の確実な返済を行う。
- ・ 関係者間の連携の下、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。

### **事業方式等**

- ・ 新関空会社は公募により運営権者を選定し、その運営権者が設立した特定目的会社（SPC）が、平成 27 年度中を想定する事業の開始時期から平成 71 年度末までの 45 年間にわたり、両空港の滑走路、ターミナルビル等の運営、維持管理、環境対策、関西国際空港の給油施設・鉄道施設の管理受託業務などを実施。
- ・ 運営権者は、着陸料などの料金を設定・收受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担。
- ・ 新関空会社は、両空港の資産を保有しながら、運営権者に対するモニタリング等を行い、事業が適切に行われるようにするとともに、運営権者から運営権の対価等を收受して、債務の返済及び土地保有会社への賃料の支払い等を行う。
- ・ 運営権者は、新関空会社等の職員について、募集要項等にて示す条件により、雇用を承継する義務を負う。
- ・ なお、上記の事業以外に、コンセッションの目的に適う事業・業務であって、運営権者が必要と考えるものがある場合には、新関空会社の承認を得た上で行うことができる。

### **運営権の対価等**

- ・ 運営権者は、事業期間にわたり事業年度ごとに支払われるべき価額（一部は、売上に連動した価額となる可能性がある）や株式・動産等の譲渡対価を運営権の対価等として新関空会社に納める。運営権の対価は、最低提案価格を定める。
- ・ また、新関空会社は、運営権者から、運営権の対価等とは別に、実施契約の履行を

担保するため、保証金の差し入れを求める。保証金は、適正に義務を履行した場合は、事業期間の経過に応じて返還。

- ・運営権者は、毎期の固定支払い・売上に連動した負担金・事業開始時に支払う履行保証金を組み合わせ、基準価格の水準を上回る多様な運営権対価等を提案することができ、新関空会社はそれらの提案価格を評価する。(別紙1参照)

### 責任の明確化等

- ・運営権者は、関空・伊丹統合法の基本方針に則り、空港を運営する義務を有する。
- ・また、運営権者は、法令、要求水準等に従い、空港を運営する義務を有する。
- ・空港における各種施設、環境対策(地域との連携を含む)等に関する具体的な要求水準は、応募者に募集要項を配布する時に要求水準書(案)として示し、最終的には、実施契約に反映。
- ・運営権者は、要求水準が充足されていることを自らモニタリングするとともに、新関空会社及び国が検査等によりこれを確認。要求水準が未達成の場合は、新関空会社及び国は運営権者に必要な改善を求める。
- ・運営権者は、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等の料金の設定・収受が原則として自由とされていることから、本事業に係るリスクは運営権者が負うことを基本としつつ、公共施設等の管理者でなければとれない主に以下に想定するリスクについては、限定的に新関空会社が負担。
  - 地震、津波等の不可抗力事象が生じ、運営権者が保険付保等を行うべき金額を超える場合
  - 空港用施設について一定の期間以内に物理的な隠れた瑕疵が発見された場合
  - 本事業に特別に又は典型的に適用され、不当な影響を及ぼす法令等の変更が生じた場合
  - 両空港の安全な運営が阻害される事態等が生じ、新関空会社が運営権行使の停止を命じた場合
  - 想定を上回る関西国際空港用地の沈下が生じ、追加的な対応が必要な場合

### 運営権者の募集・選定等

- ・一定規模以上の旅客施設、商業施設、空港等の運営を行うことができる応募者からの提案について、新関空会社が客観的基準に基づく審査を通じて優先交渉権者を選定(別紙2参照)し、実施契約を締結した後、事業の引き継ぎを実施。
- ・実施方針公表後の想定スケジュールは以下のとおり。

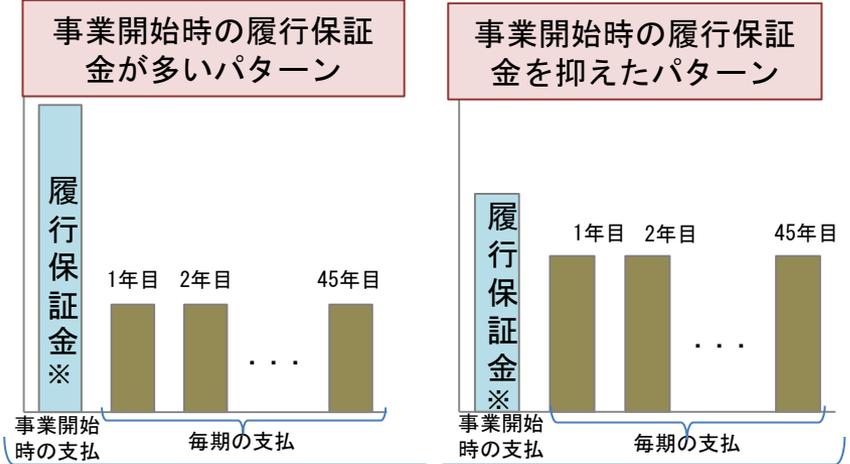
平成26年10月頃	関心表明書の受付、募集要項等の配布
平成27年1月～2月頃	第一次審査(募集、審査、結果公表)
2月～5月頃	競争的対話(第一次審査通過者との対話)
5月～6月頃	第二次審査(募集、審査、結果公表)
6月頃	優先交渉権者の選定
7月頃	基本協定の締結
8月～9月頃	運営権の設定、実施契約の締結
<u>平成28年1月頃</u>	<u>運営権者による事業開始</u>



# 【別紙1】 運営権の対価等について

## <運営権の対価等のイメージ>

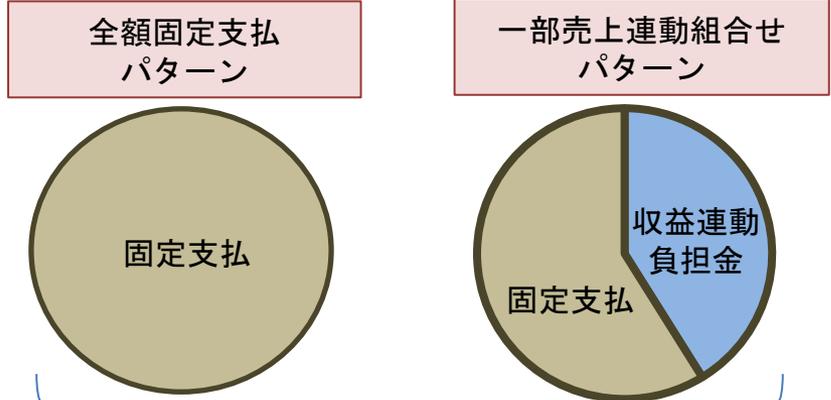
① 毎期の対価の支払いと事業開始時の履行保証金の組合せ



同等に評価

※履行保証金は、每期分割で返還される。  
※事業開始時の支払には、株式・動産等の譲渡対価が含まれる。

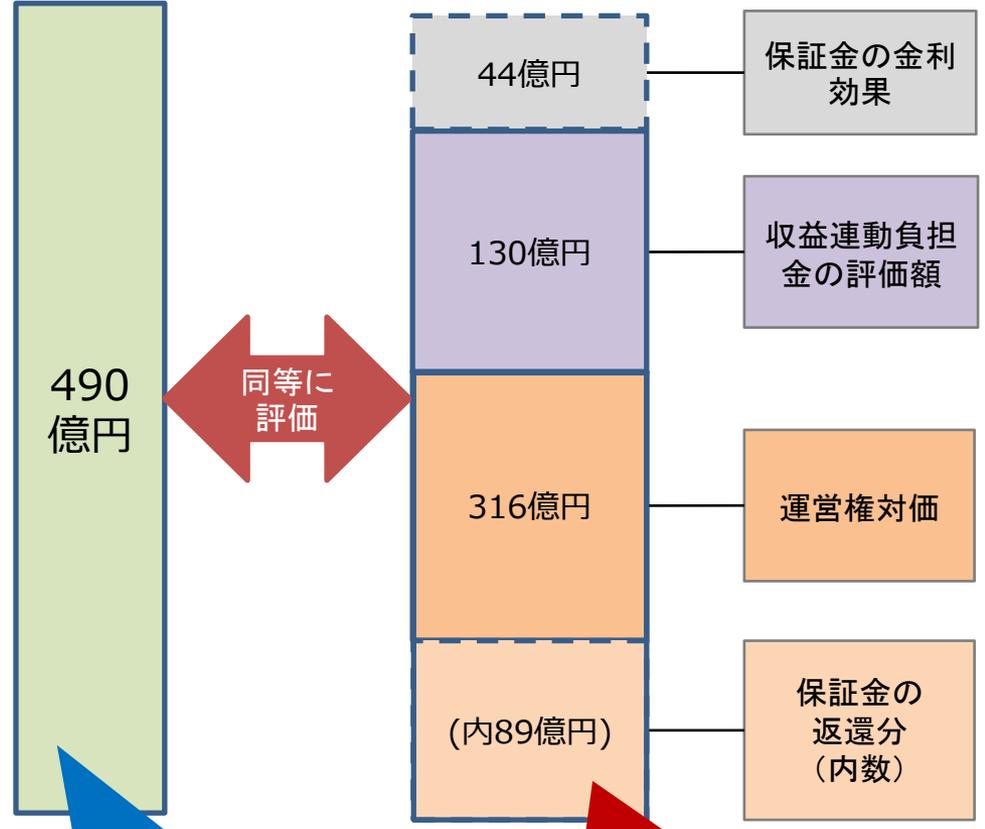
② 毎期における支払の組み合わせ



同等に評価

## <保証金の水準と運営権対価の評価の例>

前提条件	コンセッション期間	45年	保証金金利効果	1.1%	収益連動負担金の評価額	130億 (1,300 × 10%)
------	-----------	-----	---------	------	-------------	-----------------------



基準価格(保証金をゼロとした場合の運営権対価等の基準額)

保証金4,000億円の場合の運営権対価等

# 【別紙2】 運営権者の構成



## 運営権者(=SPC)のイメージ

※コンソーシアムによる出資を想定

代表企業

その他投資家

空港運営能力  
を有する者

## 実施方針上の要件

### 代表企業要件

- 我が国の法令・ビジネス慣習を熟知し、関西空港及び伊丹空港の設置・運営経緯を承知しているとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与する意思があること。
- SPCへの出資及び事業開始後の経営について主導的な役割を担うこと。
- 関空相当規模の旅客施設や商業施設等の運営実績を有すること。

### 空港運営能力要件

- SPCの出資者が関空相当規模の空港の運営能力を有すると認められること。

※なお、優先交渉権者の選定にあたっては、財務大臣、外務大臣、防衛大臣等の関係行政機関に協議した上で国土交通大臣の承認が必要。